

大東市監告示第4号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項および同条第4項の規定により定期監査等を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成30年2月6日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 石垣直紀

【担当 監査委員事務局】

平成29年度 第2回 定期監査等の結果

1. 監査の対象

総務部（総務課、人事課、契約課、課税課、納税課、市民課、債権整理回収課）

2. 監査の期間

平成29年9月11日～平成29年12月25日

3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、総務部の各課が分掌する平成29年度の事務事業について、また必要なものにあつては平成28年度の事務事業について、関係する帳簿ならびに保管する文書の提出を求めた。

これらをもとに担当部課から事情を聴取し、その財務および一般行政に係る事務執行が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容か、また効果的、効率的な執行が行われているかについて監査を行った。

4. 監査の結果

概ね適正に事務が執行されていた。

なお、一部の事務事業については是正すべき事項があつたので、以下のとおり指摘する。

(1) 継続的な指摘事項について 【総務課】

「土地貸付料の期限内収納」、「ガソリン単価の見直し」、「職員駐車場への公金投入の解消」の問題については、これまで決算審査や定期監査等を通じて、機会あるごとに指摘を行ってきたところである。

今回その後の進捗状況を確認したところ、改善に向けた努力や一部成果はみられるものの、いまだ解決には至っていない。

すでに指摘済であるこれらの事項について、尚一層の解決に向けた努力を行われたい。

(2) 市税延滞金の減免について 【納税課】

前回の平成25年度の定期監査等では、市税延滞金の減免に係る取扱いについて、市税延滞金減免取扱い要綱（以下「減免要綱」という。）を拡大して理解したものと思われる事例があり、是正を求めたところである。

今回確認したところ、一部に前回と類似する事例がみられ、指摘事項が十分に徹底されていない状況であった。

今一度、減免要綱に従った事務の執行について徹底されたい。

(3) 現金出納簿の作成について 【納税課】

会計規則第19条では、「会計管理者、出納員または現金取扱員は、現金を直接領収したときは、領収証書を納入義務者に交付し、現金出納簿に領収額等を記録しなければならない。」と規定され、現金出納簿が会計上の重要な帳簿とされている。

納税課の現金出納簿を確認したところ、各月の小計額と累計額が鉛筆書きで行われている事例があるなど、現金出納簿のもつ記録機能を没却しかねない事務処理が行われていた。

安全かつ適正な管理という公金管理の基本に立ち戻り、正確な現金出納簿の作成に努められたい。

(4) 自動車臨時運行許可業務について 【市民課】

市民課の所管事務の一つに、自動車臨時運行に関する許可事務がある。許可にあたっては、臨時運行許可証（以下「許可証」という。）を発行するとともに、臨時運行許可番号標（以下「プレート」という。）の交付が行われている。

前回の平成25年度の定期監査等では、本来、許可期間満了後5日以内に返納しなければいけない許可証やプレートについて、返納されないままの状態が多数見受けられたことから、その改善に努めるよう指摘したところである。

今回返納状況を確認したところ、一定の改善傾向はみられるものの、なお未返納事例が多数みられる状況であった。

未返納プレートが犯罪に利用される事例が全国で発生しており、返納督促について更なる徹底を図られたい。

(5) 証明書自動交付機に係る現金の取扱いについて 【市民課】

現在、証明書の自動交付機が本庁を除く市内の出先機関5箇所を設置されているところである。自動交付機の中に日々収入される証明書手数料は、市民課が備える現金出納簿を見る限り、会計規則で定められたとおり「即日または翌営業日までに」市の口座に入金されていた。

しかしながら今回詳細に確認したところ、自動交付機の中に日々収入される証明書手数料は、市の職員が約2週間に1回の割合で回収しているだけであり、実際には会計室から別途交付されている釣銭用資金の一部が市の口座に払い込まれていたのである。

現行の事務処理は、会計規則が定める現金取扱いの基本に反するとともに、釣銭資金交付の本来の目的にも反する取扱いとなっており、二重の意味で不適切な事務執行となっている。

平成30年7月に自動交付機は廃止される予定となっているが、残された期間、実態を踏まえた適正な事務が行えるよう是正されたい。